

(議事録)

満木部会長 それでは、ただいまから第2回光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の出席委員の状況について、事務局から確認をお願いいたします。

賃金室長補佐 出席状況を報告します。公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名です。以上です。

満木部会長 本専門部会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第6条第6項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本専門部会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

なお、本専門部会は、会議は非公開、議事録を公開といたします。

また、本専門部会の議事録の確認者をあらかじめ御指名させていただきます。公益代表は私、満木が、労働者側は松村委員、使用者側は石井委員にお願いしたいと思っております。

次に、配付資料の確認と説明を事務局からお願いいたします。

賃金室長 お手元にあります次第の次のページに、資料ということで目次といえますか番号が振られておりますので、その順番に確認と簡単な説明をさせていただきますと思います。

まず資料N o. 1ですけれども、賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳ということで、これは7月に労働組合から、今回の特定最賃の改正に必要がありますということの申出の際に出していただいた、光学機械に関する5事業所の最低額の定めに関する労使間の協定の金額等になっております。企業名は抜いております。これによりますと、1か月時間額が右の欄から2段目にございますが、その企業における最低額が記載されております。

続きまして、資料N o. 2になります。これは9月4日の合同専門部会で配付させていただきました今年度6月1日における県内の30人未満の事業所、光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業の事業所における賃金額の基礎調査結果になっております。一番上の963円が令和2年に改正されました光学機械の特定最賃の賃金額になっております。それから、1円ずつ刻みました分布といいますか、影響率をそこに記載しております。

続きまして、資料N o. 3になります。令和3年10月1日に、埼玉県最低賃金が928円から956円に改正となります。これに基づきまして、5つの特定最賃のうち非鉄と電子部品が956円より下の

金額で令和2年に改正されておることから、一時的に10月1日からは、埼玉県の最低賃金が適用になりますという御案内をここに記載しております。特定最賃につきまして必要性ありということで、非鉄と電子部品も8月2日の審議会で決まっておりますことから、12月1日の段階になりましたら、956円より上回った金額で新たにお示しさせていただくという予定になっております。以上です。

満木部会長

ただいまの事務局説明について、御質問等はございますか。

では、続きまして、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の他局の答申状況について、分かっているならば、事務局から教えてください。

賃金室長

光学機械に関しては他局の状況が分かっていないのですが、現行、埼玉県の労働局で、ほかの4つの特定最賃が部会長報告として出ておりますので、まず、埼玉について説明させていただきます。

輸送用機械器具製造業がプラス24円の990円、電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具製造業等の最低賃金がプラス27円の981円、自動小売業最低賃金がプラス26円の988円、非鉄金属製造業は今日の午前中にございましたけれども、プラス26円の974円ということで、部会長報告が出ております。以上です。

満木部会長

それでは、議題1に入りたいと思います。埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定についてでございます。本日は部会長報告をまとめることを予定しておりますので、円滑な審議に格段の御協力をお願いいたします。

本日の協議形式ですが、昨年度は全体協議からスタートして、行けるところまで行ってから、公労・公使で個別に意見を伺いながら、開きを詰めていきたいと思いますが、今年度もこのような方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

満木部会長

それでは、全体協議から始めます。まず労側委員から、お願いいたします。

松村委員

今回、今日は金額を決めるという位置づけの交渉になってはいますけれども、前回、労働局からいただいた指標、経済指標とかを見させていただいております。ニュースなどで今の日本の経済状況とかはいろいろと報じられてはいますけれども、この指標を見中でも、対前年からすると大きく改善しているというふうに、こちらとしては理解し

ております。

昨年からの新型コロナウイルス感染についての影響が日本経済にかなり大きく影響しているということで、この間ずっと低迷しているということで来ましたけれども、ワクチン接種も進んで、昨年の新型コロナウイルスが出た不安の状況の中からは、ある程度、新型コロナウイルスと共存しながら日本経済を立て直していくんだという流れになっております。

そういった中で埼玉県の鉱工業生産指数が、頂いた資料の中で光学に関わるところを見させていただきましたが、4月－6月期で見ますと、これはプラス、括弧書きが対前年でありますので、12.2%ということで、昨年とすると大きく改善されているということですし、また、日銀の短観で中小企業の状況につきましても、6月の対前年と比較するとプラスで49DIです。9月は予想で、今はDI6ということですけれども、昨年と比較しますとプラス45ということで、指標を見る中でもかなり、対前年と比較すると、状況としては企業状況を含めて改善されていると私どもは受け止めております。

そういった中で、今年の光学の特定最賃金額については、それなりの金額をもって終わりにしたいというのが、こちらの状況であります。今年の春闘の妥結率、それと昨年の妥結率の金額から昨年の4円という数字を差し引いた金額の中で、考え方としては33円になります。

基本的な考え方については以上でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

満木部会長

ほかの委員の補足とかはありますか。新井委員、どうぞ。

新井委員

私の会社の状況を少し説明させていただければと思います。キヤノン電子の新井です。

今のキヤノン電子の状況を、口頭ですが少しお話しさせていただければと思います。キヤノン電子は、光学に係る部門につきましてコンポーネント部門と呼んでおりまして、こちらはデジタル一眼レフカメラのシャッターとかビデオカメラの絞り、また、カメラだけではなくて、今は一眼レフの交換レンズの生産を行っております。特にカメラとして全体市場は厳しいのですが、手軽に写真等が撮影できる製品の需要はそれなりにありまして、特にキヤノン製品ではミラーレスカメラの状況が非常に好転していると。ミラーレスカメラについても交換式のカメラですので、特にキヤノン電子では今、一眼レフ用の交換レンズユニットの生産が増えているという状況です。

特に2021年年初から、生産数量が2020年に比べまして大幅に増えておりまして、特に21年、今年に関しても生産数量が減ることなく、今、堅調に推移しております。今後の見通しにつきましても、

今は下期に入っておりますが、21年度、22年度の上期まで向けても、交換レンズについては新製品等の投入もありまして、引き続き見通しとしては、堅調にこのまま推移するという予定になっております。

2021年上期の売上げに対する割合ですけれども、全体の売上げからコンポーネンツの売上げ分の割合としまして、約53%強ということで、昨年が同じ時期で50%でしたので、対昨年では3%ほど、レンズに係る売上げの割合が増えているという状況です。

会社全体としまして、上期だけですけれども、売上げで対前年では10%弱、利益に関しても30%弱の売上げ増ということで、決して光学関係が厳しいという状況ではなくて、引き続き景気の回復というか、キヤノン電子としては今、コロナの一定の状況から回復基調に向かっているという状況を報告させていただければと思います。

私からは以上です。

満木部会長

いかがですか。

江郷委員

富士フィルムの企業業績等を含めて、江郷から報告させていただきます。富士フィルムは多角化しておりまして、その中でも光学レンズに関わる場所は、イメージング事業という領域として進めております。その中で、昨年は対前年と言いますと、売上げでマイナス14%、営業利益でマイナス37%ということで、コロナの影響もあって減収減益となっております。そういったところですが、昨年の下半期から回復基調にありまして、今年度、2021年度の計画としては対前年、2020年度に対して言いますと売上げがプラス8.7%、営業利益がプラス41%ということで、2019年度のピフォー・コロナまで戻ってはいないのですが、それに迫るところまでは戻ってきている状況になります。

事業内の各製品の詳細については、インスタントカメラ「チェキ」がイメージング事業の中では好調でして、そちらは独自路線で好調に推移しております。あとデジカメも生産しておりまして、そちらも昨年度からミラーレスカメラの販売が好調に推移しているといったところです。あとテレビ放送用及びシネマ用のカメラレンズも販売しておりまして、そちらも昨年の第3四半期からは回復傾向にあります。

それに加えて、遠方監視やマシンビジョンの監視カメラ計測用のレンズも生産しておりまして、こちらはDX等で最近、企業投資も多くなっておりまして、前年を大きく上回る売上げになっております。

私からは以上です。

満木部会長

労側の委員に対して、使側から質問とかはございませんか。特にないでしょうか。

それでは、続きまして、使側委員からお願いしたいと思います。

石井委員

まずコロナの関係で、昨年から全体的なところで非常に厳しい状況があったというのは、先ほどの昨年の売上げ実績の状況を伺っても、如実に出てきていると思います。確かにこここのところの状況を見ると、ある程度期待値も含めながら、回復基調が見えるところがありますけれども、基本的にまだ昨年の痛手というか、コロナにおける経営環境の悪化に対する回復について、前回申し上げましたが、足腰が弱っているところをいかに立て直すかという状況に今はあろうかと思っています。

企業的に、こちらの関係は国の調査は小さめなところで、地域に根差した企業活動を行っているというのが1つあります。その中において地域における雇用関係の維持、それから地域貢献、地域コミュニティーづくりとか、大きな見えないところの貢献度があって、企業存続そのものの大切さが重要であると思っております。その中で最低賃金の関係は、地賃もそうですし、上げていくという流れについては決して否定するものではないですが、くり返しますけれども、今回の大幅な地賃の28円の大きな金額提示を受けたときのショックというか、びっくりとかはかなりありまして、そういう流れの中でどのように企業経営を立て直していくかというところが、今、まさしく経営者側に問われたところであらうかと思うのですが、併せて、雇用の維持という重要性も十分理解いただきながらやっていく必要があるだろうと思っているところでございます。

それで、確かにこの光学関係は、一般的なものとまた見方を変える必要があらうかと思うのですが、ただ全体的な流れの中で、いろいろな裾野が広いところがあり、1つ特出したところだけ景気がよくなったと言われても、全体的、地域的についてはまだまだ疲弊しているところもありますので、そういう弱者的なところの事業者をいかに見上げて、さらにそういうところに経営努力を促して、全体的な収益率を上げていくかというところもあらうと思います。経営者が希望を持って、労働者側とともに企業発展できるようなそういう環境づくりが必要だろうと思っていますので、その辺を加味しながら御検討いただければと思っています。

総括的には以上です。

満木部会長

ほかの委員、いかがでしょうか。

栗生田委員

確かに去年の12月ぐらいからは、僕らはレンズを作っている会社なので、生産は上がってきていて、今、ずっとこういう感じで、去年のコロナは異常過ぎた売上げだったと。うちの会社も確かに、過去最

悪まではいかないですけども、何とか会社を維持しながらやってはきています。

この最低賃金の二十何円というところ、今は33円ですね。33円と言われている中で、一人雇うことによって、ここにも載っていたのですが、1,060円のときに16万8900円と書かれている。恐らく大体これぐらいに近い。一人雇うと、多分、最低賃金はここになるのかと。今は大体980円とか990円と考えたときに、当然基本給はもっと上がると思うんです。それが去年は3円、4円のところだったので、今の段階でしたら、当然売上げ的なもの考えたときに、このまま行ってくれば別に。でも、来年どうなってしまうのか分からないとか、御存じだと思いますが、今は中国とか部品が全く入らない状態なので、例えばカメラだったらそのレンズを組めないとか、もしかしたらそういう現象が起きているのかなと。

実際に自分のところも中国から材料を購入するのですが、去年は仕事がなくでどうしようという状態だったのが、今年は部品がなくでどうしようという状況になっていて、なかなか難しく。僕らの業界には年配の研磨屋さんとかが結構いるんですが、やめている会社が大部分多くなってきてしまって、恐らく海外拠点にどんどん移行していくのではないかというのがあります。

最低賃金の話と脱線してしまっているのですが、自分も会社をやっている以上、将来が不安というのがあります。このままずっと伸びていってくれば、当然協力もしますし、人も入れたり、設備を入れたりとか、日本経済に対して貢献できる場所があるかも知れないですけども、コロナの影響からまだ1年も経ってないので、これが例えば1年後、2年後、もっと需要がいっぱいあるよという状態だったら、当然、賃金の上げはいいと思うんです。今回は僕からの意見とすれば、33円というのは、次に人を入れたときにどうやっていこうかなというところは結構考えてしまいます。

満木部会長

石口委員、どうぞ。

石口委員

メイジテクノ株式会社の石口と申します。当社は顕微鏡を作っているメーカーでして、最終製品を作っているメーカーになるのですが、中小ながらそのようなことをやっております。

当社は正直これまでの売上げ、利益が回復しているわけではないので、いまだ回復途上だと実感しているところでございます。

今の状況につきましては、確かに回復してきているのですが、先ほど話に出ましたレンズの材料不足というところが実は我々も引っかかっておりまして、受注はある程度入ってきているんですけども、今期の売上げもそこまで大幅な回復は難しいんじゃないかなというのが、

期が始まってまだ1か月ですが、現状の見通しでございます。

全体の話で申しますと、先ほど言ったように下請さんがやめようかなというケースが結構増えてきているのは確かです、下請さんをお願いする場所が減って困ってきているというのもあります。恐らくその部分の1つの中に、下請さんの高齢化とか後継ぎが見つからないといった点、つまり人を育てたりというのが大変な状況なのかと想定できる。その中の1つに最低賃金でなかなか人を雇いにくいとか、先が見えなくて人をそう簡単に雇えないといった怖さがあるのではないかと予想されます。

このような経営が苦しい中でも、当社は一人も辞めさせることなく、何とか続けてきております。私にとっては雇用を守る、辞めさせないというのが最大の関心事になっていまして、苦しい中でもそれは何とか実行せずにやってまいりました。最低賃金というのは、働いている人の生活をよりよくするとか、仕事の魅力向上といったいろいろな意味があると思うのですが、ぎりぎり雇用を守っているような会社にとっては、これ一つで経営状況が随分変わって来たりします。最低賃金の上昇によって、例えば雇い止めとかが起こってしまう可能性などを考慮すると、最低賃金を無理に上げることばかりが全て労働者のためなのかと考えると正直あります。

私の興味としては、生活がなかなかよくならなくても、雇用を守るということが最大の関心事になりますので、何とかそれを今後も維持するためにも、理解ある交渉をしたいと思っております。

今のところ、以上です。

満木部会長

労側は先ほど春闘の結果で、去年と今年の部分を合わせる形で、33円というお話だったんですけども、使側として、具体的にこういう考え方で幾らならというのはございますか。

石井委員

まず、確かに光学だけではデータがないということで、業務用機械機器の調査データを基にということにならざるを得ないかと思えます。先ほど松村委員がおっしゃったところも同じ指数を使うならば、確かに今年の鉱工業生産指数4-6月期だけで見ればプラス12.1ということで回復基調にあると。ただ、1年間の年間比較で見るときには、またマイナス13.7%という状況でもあろうということで、ベースとして一昨年が21円上げたところからして、まずそこから計算すると18円というのが1つ出てくるだろうと思っています。また、今年の春季の賃上げの中で、精密機械で見ると1.83%上がっているみたいなので、それでいくと18円ということで、18円をベースにしたいのですが、確かにこの回復基調もあるところと、日銀短観で見ると6月ではDIがプラス9、また、9月の見込みとしてプラス

6で見るならば、それを加味して、20円をベースにした賃上げでひとつお願いできないかというのが、経営者側、使用者側のスタンスでございます。

満木部会長　　今の考え方は、去年の18円というのはどういう……。

石井委員　　要するに1月－6月期の1年間で見たときに、マイナス13.7%という資料が出ていますので、1年間で見たときに、一昨年が21円上がっていますので、それをベースにしたときに下がった分プラス、計算すると18円程度かと。これをベースにしてまず考えたいというところがあって、回復基調のそういうのを加味したときに、プラス1割程度上げて20円をベースにしたというところですよ。

満木部会長　　そうすると、一昨年をベースにしたパーセンテージということですか。

石井委員　　はい。去年の、一昨年、そうです。その21円の実績ですよ。

満木部会長　　ちなみに去年は4円アップにとどまっていますけれども、今までの考え方でいくと、去年が幾らになるかとかは計算しておられない？

石井委員　　去年で見ると、去年はまた特別だったと思うんです。もともと中央審でなかったものを、こちらが2円で地賃に収まって、そこで個別で2円を出したんでしょうけれども、恐らくそこにおいてはかなりのマイナス部分があって、積算できなかったと言うと語弊があるのですが、そのやり取りの中で4円が出てきたと思うんです。実際こういう状況のときに、今年積算を出すときには、去年はある程度ゼロベースで考えたほうがいいかなと思ったということです。

満木部会長　　別の特定最賃の部会では、去年の数字は異常な数字なので、一昨年の金額に今までの考え方でやったならば、去年は幾らになったであろうという仮数字みたいなものを出して。

石井委員　　基本的には同じやり方をしています。ただ、そういうとき、仮に置いたときに、あまりに現実離れしているから、今、そこは省いただけであって、考え方は同じだと思います。

満木部会長　　去年の部分について4円ではなくて、今までの考え方の仮数字というのは出してはいるのですか。



石井委員 仮数字でいくと21円です。

満木部会長 仮数字でいくと21円ということですね。

石井委員 それが同じなので、仮ベースいくと21円です。

満木部会長 そうすると、20円台でということのようですねけれども、20幾らなのかというところは。

石井委員 確かに今、こちらで1つ目安としては20円というのがあるでしょうけれども、いろいろ見たときに、どのぐらいかというのはまた相談しながらと思います。当然ながら、その上積みをごとまでできるかというところかと思っています。

確かに現状、先ほど見た数字の今期を見るとよくなってきたとありますけれども、また後で話が出るかもしれませんが、対前年同期なので、前年のところはかなり落ち込んでいるというのがありますので、比較ベースで見たときに、あたかも回復基調にありますけれども、ただ、そういう明るい数字が出てくることはマインド的にも大事だと思っているんです。ただ、そのところで全てよくなったというよりも、この2年のコロナの間の一連の状況を鑑みて考慮する必要があるのかなど。

先ほど話があったように、小さい企業は非常に厳しいところがあって、経営者側は雇用を整理したくないというのがあるんです。小さくなるほど家族的と言うと語弊がありますが、非常に密接な生活を保障しているというのがありますので、必ず雇用を守りたいという経営者の強い意識はあります。ただ、いかんせん経営そのものにかかなりの影響を及ぼすような、固定費が上がることに對する懸念も一方で持っている。その辺の十分な配慮が必要なのかと思っています。

福田委員 よろしいですか。今もう2つ部会に出させていただいたので、そのときの議論を御参考までに紹介させていただきたいと思います。

1つは労働側の御主張の基本は、2年分、去年が4円なので、去年4円引いた分はやれてないじゃないかと。2年分という御主張が基本にあると思うのですが、これまで済んだ4つの業種で、2年分を丸ごと認めたというのは結論的にはないんです、ということになります。ですからお願いですけれども、ほかとの関係でも2年分丸ごととは少し厳しいかなと、今までほかの4業種を見てこちらとしては思っております。

一方で、使用者側の方にお考えいただきたいのは、使用者側から頂いているよりも少し高い数字で、ほかの業種は御了解、白丸になって

いるということが、これまでの4業種については言えております。御参考までにと申って提供させていただきました。

松村委員

今、御指摘いただいたように、昨年の部分も含めて今年の金額に上乘せたいという基本的な考え方は、私ども持っています。それをこれまでの計算や賃上げだとかの率で、そうすると33円という数字が出てくるということですので、交渉ですから、我々はまず33円という一つの考え方を示させていただきました。最終的に33円が出るまで、こちらとして一步も引かないということはありませんので、そこをどう詰めていけるかどうかとは考えております。

先ほど石井委員からお話があった例えば埼玉県の鉱工業生産指数の動向で、これは暦年なので2019年と2020年を比較すれば確かにマイナス13.7%かもしれませんが、今年も2021年後半に入ってきて、先ほど来言っている6月まで、あるいは9月の予測とかを含めていくと、2019年と2020年を比較してマイナス13.7だからという議論は、私としてはどうなのかなと。この先も見据えた中でということだと思っています。

石井委員

今の話はよく分かります。それをベースにした18円なので、当然ながら先のことを見てプラスで見たということなので、そこをまずベースにしながら、交渉できる場所があればいいと思っていますので、それを丸々とどめるということじゃなくてということです。当初の案はそういう意味です。

松村委員

そうすると経営側のスタンスとして、まず我々、労働側が考えている、昨年の分を今年最賃の中でプラスアルファといいますか、盛り込んでいくという考え方については理解していただけるのかどうかという、そのベースがまず……。

石井委員

盛り込むというときに、最初の基礎となるベースがどこかで盛り込むというのがまた違ってくるので、その辺の意味合いも捉え方で違ってくるかと思うんですけども

松村委員

まずベース、根っこが今年の指標だけというか、今年だけを見て交渉するのか、昨年のも踏まえた中で話し合いをしていくかという、そのベースがまずベクトルが合わないと、なかなか交渉が難しいのかと思うんです。

福田委員

さっき申し上げたとおり、今年の指標プラスアルファにはなっているんですね。

石井委員 確かにその指標を見て、今の業況とか先を見たときにどうかというところを踏まえて、そこでプラスどうかというスタンスになろうかと思えます。

満木部会長 確かに今年は地賃が28円ですけれども、単年度で28円アップとは考え難い面もあったので、去年がもうゼロベースで、埼玉県の場合は2円しか上がっていないような部分もあって、ある意味、はっきり中賃は言わないですけれども、去年と今年とある程度通算ベースみたいに考えて、それで去年が低かったので今年は28円でやってほしいというね。そういうメッセージ性を感じたような部分もありますので、同じように特賃においても、去年は地賃が2円しか上がっていないのでということを見ても、今までの使側の計算でいくと、もうちょっといくんだけれども、そこはコロナの影響も考えてということで落としたところは当然あったと思うんです。

だから、その部分を考えないで、今年は今年だけというのは信義則に照らしてどうだろうというところはあると思うので、ほかの特賃においても、去年のことは加味して考えているという部分はありますので、光学機械においてもその辺りは、使側委員において十分考慮していただけるのではないかと考えております。

松村委員 先ほど石井委員から、昨年、経営側から見たときは21円だったというような数字も発言があったのですが、単純に21円だとすると、昨年4円だったよねという。そうすると単純な計算にはならないでしょうけれども、昨年を加味するという話になると、昨年分として17という数字が一つ見えてくる。それを全て加味するかどうかはまた別の話ですけれども。

石井委員 一応1つのベースとして、仮置きしたときのそういうもともになったときの状況を見て出したということで、それがたまたま21円ということだったんです。それが個別のところを見ていくとどうかという問題はあるでしょうけれども、確かに経営者側からすれば、安定性というか、安全策というか、ある程度そういうのを求めるとどうしても低めから行ってしまうというのは仕方ないと思うんです。その中で、当然ながら状況とか、今の景況を見たときも含めて、先ほど満木さんが言われたように、昨年のところも加味し、どういう形にしながら落ち着くところに立てるかなというのは、当然ながらその受入れもありますので、そこでこちらの交渉とか協議を進めたいと思っています。

松村委員 別件で一言、よろしいですか。先ほど来、実際に経営されているお

二人の委員の中で、事業を畳むような企業も出てきているという。これは話がずれるのですが、光学に関わっていることの問題と違うのかなという。自動車の人、いろいろな業界の人もそういった中小零細が支えている日本の経済の中で、おじいちゃん、おばあちゃんがやっているような家内工業が、今、かなり厳しくなっているねというのが、多分、全体的な業種の中でもそうで、企業が事業を畳むというのは、最賃とは別なところの問題があるんだと、これは日本の大きな問題だと思っんです。いろいろな産業を支えているのはそういうところなので、そこは国なりがきちっとした施策をやっていただくのが重要だと思います。

それと、大手の仕事をみんながどんどん請け負っていく中で、大手はどんどん利益を出すけれども、そこにどんどん行くことによって利益が出ていかないという日本の問題の中で、この間も経済新聞とかに載っていましたね。賃上げを反映できるように、中小企業庁が各企業の中に入り込んで実態を見て、場合によっては名前を公表しますよという、そういった制度そのものといいますか、日本の経済産業の状況の問題というのも一つあると思いますので、最賃が大きく上がった部分をどうするかというのが課題としてあると私は認識していますけれども、それと特定最賃の議論は切り離すべきなのかなと、感想といいますか、思ったところですよ。以上です。

満木部会長

そうですか。それでは、個別協議に入って大丈夫でしょうか。率直なところをまず労側委員にお聞きしたいと思いますので、御案内をお願いできますか。

(個別協議)

(再開)

満木部会長

それでは、部会を再開いたします。

労使各委員の円滑な結論の取りまとめに御協力をいただき、感謝を申し上げます。令和3年度の埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金は引上げ額27円、引上げ率2.80%の時間額990円とすることで、結論に至ったということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

満木部会長

それでは、採決に入ります。令和3年度光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金は時間額990円、発効日は令和3年12月1日とするについて、賛成する委員は挙手をお願いいたします

す。

(挙手全員)

満木部会長           ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。  
それでは、部会長報告書（案）を配付してください。

(事務局より各委員に専門部会長報告書（案）配付)

満木部会長           それでは、部会長報告（案）について事務局から読み上げをお願い  
いたします。

賃金室長           令和3年9月27日付、埼玉地方最低賃金審議会埼玉県光学機械器  
具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会部会長、満木祐  
子から、埼玉地方最低賃金審議会、佐野会長宛での報告書となります。

当専門部会は、令和3年8月2日埼玉地方最低賃金審議会において  
付託された埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低  
賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと  
おりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。  
公益代表委員、土屋直樹、福田素生、満木祐子。労働者代表委員、  
新井博、江郷俊太、松村敏司。使用者代表委員、栗生田誠人、石井俊  
司、石口孝貴。

別紙。埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃  
金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、  
時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動  
を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な  
経済活動が光学機械器具・レンズ製造業または時計・同部分品製造業  
に分類されるものに限る）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、  
次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者。

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間990円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通

勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、令和3年12月1日。

以上です。

満木部会長 　　ただいま事務局から部会長報告書（案）を読み上げていただきました。原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

満木部会長 　　原案のとおり部会長報告書が承認されましたので、（案）を消していただき、本審議会に提出することといたします。  
部会結審に対して、労働基準部長より御挨拶があります。

労働基準部長 　　ただいま本専門部会最低賃金改正決定に当たりまして、全会一致によります部会長報告をお取りまとめいただきました。誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、昨年度来、コロナ禍におきまして、審議会の進行におきまして様々な面で御不便をおかけいたしております。そのような状況の中でも、全会一致に至ったこの背景には、まさに労働者側代表委員、使用者側代表委員のイニシアチブを存分に発揮いただいて、また公益の委員の皆様には、そのかじ取りをしっかりといただいたものと考えております。そのような背景がありまして、真摯かつ慎重な審議を行っていただいた賜物でございます。

改めて御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

満木部会長 　　それでは、議事2に入ります。その他でございます。  
まず、委員の先生方から何かございますか。  
ないようでしたら、事務局から何かございますか。

賃金室長 　　今後の予定について御案内を申し上げます。9月29日午後2時半から本審の委員の方に御出席いただきまして、第8回本審を14階会議室で開催します。この本審において各部会の報告を一括審議いただき、その結果、御答申をいただきますと、異議申出の公示を行い、異議申出があった場合は10月18日に異議審を開催、再審議を経まして、10月28日に改正決定の官報公示を行い、効力発生日が12月1日水曜日となっております。

満木部会長 　　ほかに何かございませんか。

では、以上をもちまして、本日の第2回光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会を閉会いたします。

長時間にわたり、どうも御審議ありがとうございました。

— 了 —